

一般社団法人西多摩医師会定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人西多摩医師会（以下、「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都青梅市に置く。

- 2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医道の高揚、医学医術の発達普及と公衆衛生の向上を図るとともに、地域社会の保健衛生と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康増進及び公衆衛生に関する事業
- (2) 地域医療の推進発展に関する事業
- (3) 医学教育、医師の生涯研修に関する事業
- (4) 会員の相互扶助及び福祉増進にかかわる事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

- 2 前項各号の事業は、東京都において行う。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 あきる野市、青梅市、奥多摩町、羽村市、日の出町、檜原村、福生市、瑞穂町の8市町村（以下「西多摩地区」という。）内に就業場所又は住所を有する医師のうち、本会の設立趣旨に賛同した者
- (2) 準会員 イ) 正会員の管理下で就業している医師のうち、本会の設立趣旨に賛同した者

ロ) 廃業等により診療行為を行わなくなった会員のうち当会残留を希望したもの

(3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の義務)

第6条 会員は、医師の倫理及び本会の目的を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、本会の事業活動に積極的に参加するものとし、本会の決定事項を遵守しなければならない。

(入会及び異動)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、第5条第1項第3号に規定する名誉会員を除く。

2 会長は、理事会において入会の承認を得た後は、すみやかに本人にその旨を通知しなければならない。

3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、異動届書を会長に提出しなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、医道審議会の審議裁定を経て、社員総会においてその再入会を承認する。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、本会所定の入会金及び会費を本会に納入しなければならない。ただし、第5条第1項第3号に規定する名誉会員を除く。

2 入会金及び会費の額並びにその徴収方法は、社員総会において定める。

(会員の制裁)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員に制裁を科すことができる。

(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を乱したとき

(3) その他正当な事由があるとき

2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 除名は、社員総会の決議を経て行う。

5 第3項又は前項の規定により戒告又は除名の処分が決定されたときは、会長は、

当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

- 6 医道審議会は、第1項の規定による会員の制裁に当たり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(退 会)

- 第10条 本会の会員で退会しようとする者は、退会届書を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、前条の制裁対象となっている会員からの退会届出を保留し、同条に基づく処分を行うことができる。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当することとなった場合には、その会員は会員資格を喪失する。
- (1) 死亡したとき
 - (2) 医師でなくなったとき
 - (3) 第5条第1項に規定する資格を喪失したとき
 - (4) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、督促に応じないとき
 - (5) 総正会員が同意したとき
 - (6) 第9条4項の規定により除名されたとき

(抛出金品の不返還)

- 第12条 会員が既に納入した入会金及び会費その他の抛出金品は、いずれもこれを返還しない。

第4章 社員総会

(社員総会)

- 第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(社員総会の権限)

- 第14条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。
- (1) 入会金及び会費の額
 - (2) 会員の除名及び再入会
 - (3) 理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任
 - (4) 医道審議会委員の選任及び解任
 - (5) 役員報酬等の額並びに役員に対する報酬等の支給基準
 - (6) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及びこれらの付属明細書

並びに財産目録の承認

- (7) 定款の変更
 - (8) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (9) 本会の解散及び残余財産の帰属の決定
 - (10) 理事会が付議した事項
 - (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 社員総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
- (1) 第47条第1項に定める事業計画書及び収支予算書
 - (2) 第48条第2項に定める事業報告等
 - (3) その他必要な会務報告

(定時社員総会及び臨時社員総会)

第15条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

ただし、5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時社員総会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

- 4 社員総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の2週間前までに会員に発しなければならない。

(社員総会の議長・副議長及び議事録署名人)

第16条 社員総会に、議長及び副議長各1名を置き、議事録署名人2名を置く。

- 2 議長・副議長及び議事録署名人は、その社員総会において出席した正会員の中から選出する。ただし、役員は、議長及び副議長になることはできない。
- 3 社員総会の議長は、議場の秩序を保持し議事を整理し、会議を主宰する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

(社員総会の定足数及び決議)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議をすることができない。

- 2 社員総会の議事は、出席正会員の過半数でこれを決する。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第2項の決議を行わなければならない。
- 5 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前4項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。
- 6 理事会において、社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席しない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第5項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

(社員総会への出席発言)

- 第19条 役員は、社員総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、法人法施行規則で定める場合には、この限りでない。

(議事録)

- 第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名・押印する。
 - 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。
 - 4 第18条第5項に規定する委任状及び第18条第6項に規定する議決権行使書については主たる事務所に3ヶ月間、備え置かなければならない。

(会長の通知義務)

- 第21条 会長は、社員総会において議決した事項を速やかに正会員に文書をもって通知しなければならない。

(社員総会の議事規則)

- 第22条 社員総会の議事に関して必要な事項は、別に定める。

第5章 役員

(役員)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上16名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長以外の理事のうち1ないし2名を副会長とする。
 - 3 会長をもって法人法上の代表理事、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合において理事会が必要と認めるときは、副会長のなかから、法人法上の代表理事を理事会の決議により選定し、会長の職務を代行する。
- 5 副会長が欠けたとき又は副会長に事故がある場合において理事会が必要と認めるときは、理事会の決議により、理事のなかからその職務を代行する者を選定する。
- 6 会長、副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員を選任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員任期)

- 第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員については、再任を妨げない。
 - 4 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員親族等割合の制限)

- 第28条 本会の理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 2 本会の監事には、本会の理事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族、その他特殊の関係があってはならない。

(役員解任)

- 第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第30条 役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 前項の報酬等のほか、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員責任免除)

- 第31条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員(役員であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(理事会)

- 第32条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成し、会長が招集し、その議長となる。
 - 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があ

った日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち互選により選定された者が理事会を招集し、その議長になる。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 前各項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の任務)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
 - (4) 社員総会の招集の決定
 - (5) 東京都医師会代議員及び予備代議員の選出
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第34条 役員が役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。
- 2 会長又は副会長の変更を行う理事会については、他の出席した理事も署名・押印する。
 - 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

第 7 章 医道審議会

(医道審議会)

- 第 36 条 本会に、医道審議会を置く。
- 2 医道審議会は、7 名の審議委員をもって組織する。

(審議委員の選任)

- 第 37 条 審議委員は、本会の正会員の中から、社員総会において選任する。

(審議委員の任期)

- 第 38 条 審議委員の任期は、第 27 条 1 項 (役員任期) の規定を準用する。
- 2 任期の満了又は辞任により退任した審議委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(審議委員の兼職禁止)

- 第 39 条 審議委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び医道審議に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

- 第 40 条 医道審議会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。
- (1) 第 7 条第 4 項 (除名者の再入会) の規定による会員の再入会に関する事項
 - (2) 第 9 条 (会員の制裁) に規定する会員の制裁に関する事項
 - (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項
- 2 前項の審議を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

- 第 41 条 医道審議会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

(医道審議会に関する規則)

第 42 条 医道審議会に関して必要な事項は、別に定める。

第 8 章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第 43 条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第 44 条 本会は、第 3 条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べるることができる。

第 9 章 資産及び会計

(本会の経費)

第 45 条 本会の経費は、入会金、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第 46 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時社員総会にその内容を報告し、第3号から第6号の書類については、定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。
 - (1) 監事の監査報告書
 - (2) 定款
 - (3) 会員名簿
 - (4) 役員の名簿
 - (5) 役員の報酬等の支給基準を記録した書類
- 4 貸借対照表は、定時社員総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第49条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第50条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第51条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

(残余財産の処分)

第52条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 公 告

(公告)

第53条 本会の公告は、本会の主たる事務所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局その他

(事務局)

第54条 本会に、事務局を置き、責任者として事務長を置く。

2 事務長の任免は、理事会の決議を経て、会長が行う。

3 事務局のその他の職員の任免は、会長が行う。

4 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会の決議を経て、

会長が定める。

(部及び委員会)

第 55 条 本会に会務の運営及び事業の遂行を補佐するため、理事会の決議により部及び委員会を置くことができる。

2 前項の部及び委員会の委員は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。

3 前項の委員には、理事会で定める報酬の基準にもとづき報酬を支払うことができる。

4 第 1 項の部及び委員会の運営規程は理事会において定める。

(委 任)

第 56 条 本定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日（以下「移行日」という。）から施行する。

(会長等に関する措置)

2 本会の最初の代表理事及び業務執行理事は、次のとおりとする。

代表理事 会 長 横田 卓史

業務執行理事 副会長 鹿児島武志

(会員に関する経過措置)

3 移行日前日において社団法人西多摩医師会定款第 5 条に規定する A 会員であった者は、移行日において本定款第 5 条第 1 項第 1 号に規定する正会員の資格を取得し、B 会員であった者は、移行日において本定款第 5 条第 1 項第 2 号に規定する準会員の資格を取得する。ただし、準会員であった者が移行日より 3 ヶ月以内に所定の申出書により会長に申し出た場合には、移行日に遡って準会員から本定款第 5 条第 1 項第 1 号に規定する正会員に移行することができる。

(医道審議会委員及び委員会委員に関する経過措置)

4 この定款施行の際、現に医道審議会委員及び委員会委員の職にある者は、改正後の定

款の規定に基づき、医道審議委員及び委員会委員となることができる。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(職員に関する経過措置)

- 5 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

- 6 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、移行日を事業年度の開始日とする。
- 7 平成27年4月1日一部改正

会 務 運 営 規 程

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人西多摩医師会（以下「本会」という。）の定款第 55 条に定める部及び委員会について、その適切な運営を図ることを目的として定める。

(会務の分担)

第2条 本会は、定款第 55 条により、会務運営のため、次の各部を設けそれぞれ理事が分担する。

(1) 総務部

- イ. 事業の企画、調整に関する事
- ロ. 医師会館運営、職員の服務規程に関する事
- ハ. 会員名簿作成に関する事
- ニ. 文書、規程類の整備に関する事
- ホ. 諸届等の業務に関する事
- ヘ. 裁定申請事項、医療事故、医事紛争に関する事
- ト. 資料の収集、統計、情報の分析に関する事
- チ. 一般渉外事項に関する事
- リ. 社会保険、保険診療、社会保障制度に関する事
- ヌ. 会員の福利厚生、相互扶助に関する事
- ル. その他各部に属さない事項に関する事

(2) 経理部

- イ. 会計、経理に関する事
- ロ. 財産、備品及びその台帳に関する事
- ハ. その他経理に関する事

(3) 公衆衛生部

- イ. 公衆衛生に関する事
- ロ. 予防医学に関する事
- ハ. 産業保健に関する事
- ニ. 在宅医療に関する事
- ホ. 保健所協力事業に関する事

(4) 地域医療部

- イ. 防疫問題に関する事
- ロ. 災害対策に関する事
- ハ. 救急医療に関する事
- ニ. 地域医療連携に関する事

(5) 学術部

- イ. 医学研究に関する事
- ロ. 学術講演会、生涯教育に関する事
- ハ. 多摩医学会に関する事
- ニ. 社会教育、衛生講話等に関する事
- ホ. その他学術関係事項に関する事

(6) 学校医部

学校保健に関すること

(7) 病院部

- イ. 病診、病病連携に関すること
- ロ. 高度先端医療に関すること
- ハ. 災害時の医療拠点に関すること
- ニ. 重大感染症流行時の対応に関すること

(8) 広報部

- イ. 会報の編集、発行に関すること
- ロ. 対外広報活動、情報収集、宣伝に関すること

(担当理事等)

第3条 会長は理事の中から、各部の部長、副部長を選任し、部長に事故あるときは、副部長が代理する。

- 2 会長は、必要に応じて、各部を担当する副会長を指名することができる。
- 3 会長は、各部長と協議して、その部の担当部員を選任・委嘱する。
- 4 各分担業務については、会長の指示により、理事相互間において、適宜その業務を交換、重複、協力させることができる

(部の増減)

第4条 新たに部を設けるととき、または部を廃止するときは、理事会の議決を経なければならない。

(医道審議会)

第5条 医道審議会に関して必要な規則は別に定める

(委員会)

第6条 本会に次の委員会を置くことができる。

- (1) 会長諮問委員会
- (2) 総会の設置する委員会
- (3) 理事会の設置する委員会

(会長諮問委員会)

第7条 会長は、必要に応じて、理事会の議を経て、会長諮問委員会を設置することができる。

- 2 前項の委員会は、会長の諮問に応じて、特定の事項について審議し、答申する。
- 3 第1項の委員会の委員の数、選任及び任期、または答申の期限については、会長が定める。
- 4 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(総会の設置する委員会)

第8条 総会は必要に応じて、総会の議を経て、委員会を設置することができる。

- 2 前項の委員会は、特定の事項について審議する。
- 3 第1項の委員の数、選任及び任期については、総会で決定する。
- 4 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(理事会の設置する委員会)

第9条 理事会は必要に応じて、理事会の議を経て、委員会を設置することができる。

2 理事会は、会員の中から委員を推薦し、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(定足数と議決)

第10条 委員会の定足数と議決については、定款第32条第5項の理事会の規定を準用する。

(委員会の招集)

第11条 委員会は委員長が招集する。

(委員長の職務及び権限)

第12条 委員長は、委員会の秩序を保持し、委員会の議事を整理する。

2 委員長は、委員会の経過及び結果を、会長及び理事会に報告しなければならない。

(発議者または動議提出者の委員会への出席)

第13条 委員会に付託された案件の発議者または動議の提出者は、委員会に出席して意見を述べることができる。但し、採決に加わることはできない。

(委員会の囑託)

第14条 委員会は、その審議する事項に関し、専門的知識を有する者の意見を聞く必要のあるときは、会員以外の者を囑託とすることができる。

2 前項の囑託は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(会議中の委員会の開催)

第15条 委員会は、総会の会議中でも議長の許可を得てこれを開くことができる。

(委員及び囑託の費用の支給)

第16条 委員及び囑託が委員会に出席したときは、必要に応じて「役員等の報酬及び費用に関する規定」の費用の支給を受けることとする。

(委員の解任)

第17条 特別委員会の業務が任期内に完結したときは、会長、総会、または理事会は委員を解任し、委員会を解散することができる。

(役員報酬等の支給基準)

第18条 定款第30条に定める役員報酬等の支給基準は、「役員等の報酬及び費用に関する規定」に定めるところによる。

2 この法人の業務遂行のために要した経費は、その実費を弁償することができることとし、その支給基準は、「役員等の報酬及び費用に関する規定」に定めるところによる。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
3. 平成26年6月27日 一部改正（平成26年4月22日理事会）

互 助 会 規 定

(名称及び事務所)

第1条 本会は、西多摩医師会互助会と称し、事務所を西多摩医師会館内に置く。

(構成)

第2条 本会は一般社団法人西多摩医師会の正会員を以って組織する。ただし準会員もその主旨に賛同した者は入会できるものとする。

(目的)

第3条 会員相互の扶助および親睦を目的とする。

(会費)

第4条 本会の会員は、次号に掲げる入会金及び会費を負担するものとする。

- (1) 入会金は入会の際 10,000 円を納入する。
- (2) 会費は、月額 2,000 円とする。
- (3) 必要を生じたときは、臨時会費を徴収することができる。

2 正当な理由なくして、会費を6ヶ月以上滞納した場合は、共済給付を行わない。

(事業)

第5条 本会は、共済給付と会員相互の親睦を図る事業を行う。

1 共済給付

- (1) 弔慰金
- (2) 傷病見舞金
- (3) 火災見舞金
- (4) 自主退会時還付金

2 親睦事業

- (1) 納涼会、クリスマス会その他の懇親会
- (2) 部活動の支援

3 前項以外の事業については、理事会の決議によりこれを行うことができる。

(共済給付の額)

第6条 共済給付の金額は、原則として以下によるものとし、特別の場合には役員会に於いて決定する。

(1) 弔慰金

1. 会員死亡の場合	互助会在籍 10 年以上	50 万円
"	" 10 年未満	30 万円
2. 会員配偶者死亡の場合	" 10 年以上	20 万円
"	" 10 年未満	10 万円
3. 会員の親または子供死亡の場合		5 万円

- (2) 傷病見舞金
会員が傷病に罹り 1 ヶ月以上休業した場合、または 14 日以上入院を要した場合 10 万円
- (3) 火災見舞金
会員の住居、診療所の火災について給付を行う
額は半焼以上 20 万円
- (4) 自主退会時還付金
会員として 20 年以上在籍し、自主的に退会を申し出た場合 20 万円

(役 員)

- 第 7 条 本会の事業を運営するため役員を置く。(一般社団法人西多摩医師会の役員をもって充てる)
- 2 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じたときの補充役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

- 第 8 条 本会の役員会は、一般社団法人西多摩医師会の正副会長及び総務・経理・福祉担当理事及び監事をもって構成し、理事は会務の執行上必要な事項を審議し、また総会に於いて委託された権限の事項を実行に移すものとする。監事はその業務及び経理を監査するものとする。

(総 会)

- 第 9 条 総会は、毎年 1 回年度終了後 3 箇月以内に開催し、会務の報告をなし、必要事項を審議する。ただし、必要と認めるときは、会長は臨時総会を招集することができる。

(会 計)

- 第 10 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とし、本会の資産は会長が管理する。
- 2 監事は、年度末に本会の収支決算を監査し、その結果を総会に於いて報告する。
- 3 年度末に生じた剰余金は、原則として次年度に繰り越すものとする。

(規則の変更)

- 第 11 条 本会規則の変更を要するときは、理事会の議を経て総会に諮り決定する。

(附 則)

- 規則は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
平成 25 年 6 月 20 日一部改訂

会 費 細 則

(目的)

第1条 この細則は一般社団法人西多摩医師会（以下「本会」という。）の会費及び入会金の額並びに納入方法を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

(入会金)

第2条 定款第8条に定める本会の入会金は、次の通りとし、原則として一括して納入するものとする。

(1) 正会員	病院	診療所等（注1）
新規開業の場合	150万円	70万円
就業場所の管理者が正会員の場合	徴収しない	徴収しない
開設者（注2）変更の場合		
・ 公立医療機関の場合	徴収しない	徴収しない
・ 同一場所での3親等以内の継承の場合	徴収しない	徴収しない
・ 個人から法人になった場合	徴収しない	徴収しない
・ 法人から個人になった場合	徴収しない	徴収しない
その他の変更の場合		
・ 医療施設が増加し管理者が増加する場合	150万円	70万円
・ 診療所から病院に変更する場合	80万円	—
・ 法人代表者のみの変更	徴収しない	徴収しない
・ 管理者のみの変更の場合	徴収しない	徴収しない
・ 医療機関名のみの変更の場合	徴収しない	徴収しない
・ 医療機関の住所変更の場合	徴収しない	徴収しない
上記に該当しない形態が生じた場合は、その都度理事会で決定する		
(2) 準会員	徴収しない	徴収しない

(注1) 診療所等には介護老人保健施設等を含む

(注2) ここで言う開設者とは、医師である個人、又は営利を目的としない法人とする。

2 入会に際し、特別の事情のある者が入会金の分割納付を申し出、理事会がその申し出を承認した場合は、入会金を分割して納入することができる。

(会費・負担金)

第3条 定款第8条に定める本会の会費は、次の通りとする。

2 正会員は年会費18万円を支払うものとする。

ただし、公立病院の年会費については青梅市立総合病院72万円、公立福生病院54万円、公立阿伎留医療センター36万円、奥多摩病院18万円とする。

3 満81歳以上の正会員については、その者の申請に基づき、81歳の誕生日を迎えた翌年度より年会費を半額免除する。

4 総会において承認された場合は、会員から特別会費・負担金を徴収することができる。

(1) 特別会費、負担金の額は、総会の議決によらなければ変更することができない。

(2) 特別会費、負担金の徴収方法は、理事会において決定する。

(会費の納入方法)

第4条 会費は、会員となった月から納入する。

- 2 前条に規定する会費は、4月1日から翌年3月31日までを1年度分とし、請求に基づき納付しなければならない。
- 3 会費は、原則として、本会が指定した金融機関の口座に振り込むこととする。尚、振り込み料金が生ずる場合は、会員本人が負担するものとする。
- 4 年度途中における入会の会費は月割で計算する。

(会費未納者の取扱)

第5条 毎年3月31日までに当該年度会費が未納の会員に対しては、役員選挙権・被選挙権を停止させることができる。

(会費未納者の再入会)

第6条 定款第11条第4号の規定により会員資格を消失したものが、その後6ヶ月以内に未払金全額を納入し、再入会を希望したときは、理事会ですみやかに再入会についての審議を行い、入会が認められた場合は会員資格が復活する。但し、この場合の入会については、入会金を徴収しない。

(細則改廃の手続き)

第7条 本細則は社員総会の議決によらなければ改廃することができない。

附則

1. この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この細則第3条の規定にかかわらず、本細則施行前に既納となっている2012年度会費及び本細則施行後にそれ以前の未納会費が支払われた場合、その会費は本法人の会費とする。
3. この細則施行前の未納会費の徴収権限は、本法人が有する。

個人情報保護規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人西多摩医師会（以下「本会」という）の事業遂行上取り扱う個人情報を適切に保護するために必要な基本的事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の役員及び職員に対して適用する。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合の委託先及び労働者派遣法に基づく派遣労働者に対しても適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 個人情報・・・会員等の個人を特定することができる情報のすべて
- (2) 役員・・・・・・本会定款第23条第1項で規定する役員を指し、会長、副会長、理事、監事を含む
- (3) 職員・・・・・・本会の業務に従事する者で、正職員のほか、嘱託職員、派遣職員、臨時職員を含む
- (4) 開示・・・・・・会員等の本人又は別に定める関係者に対して、これらの者が本会の保有する本人に関する情報を自ら確認するために、本人等からの請求に応じて、情報の内容を書面等で示すこと
- (5) 情報主体・・・・一定の情報により特定される個人のこと

第2章 個人情報保護方針の策定等

(個人情報保護方針の策定)

第4条 会長は、個人情報の保護・管理に対する姿勢を示し、役員及び職員に周知させるとともに、一般に公開するために個人情報保護方針を策定しなければならない。

方針に含む基本事項は以下の内容とする。

- (1) 個人情報の収集、利用及び提供に関する事項
- (2) 開示、訂正請求書等に関する事項
- (3) 個人情報への不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失等の防止に関する事項
- (4) 個人情報に関する法令及びその他の規範の遵守に関する事項
- (5) 個人情報の保護・管理に係る措置の継続的改善に関する事項

(個人情報保護方針の周知)

第5条 会長は、本会の策定した「個人情報保護方針」を役員及び職員へ周知させる。

(個人情報保護方針の公開)

第6条 「個人情報保護方針」の一般への公開は、会報、ホームページ等による。

(個人情報保護方針の見直し)

第7条 会長は「個人情報保護方針」を必要に応じ適宜見直さなければならない。

第3章 個人情報保護管理体制

(責任者)

第8条 会長は個人情報の保護・管理を適切に実施するために、個人情報保護責任者、個人情報管理者及び監査責任者を設置する。

それぞれの役割、責任及び権限は以下のとおりとする。

(1) 個人情報保護責任者

個人情報保護責任者は総務部担当理事とし、本会の個人情報保護に関する責任者として個人情報保護活動に当る

(2) 個人情報管理者

個人情報管理者は事務長とし、個人情報保護責任者を補佐するとともに、個人情報を適切に運用する

(3) 監査責任者

監査責任者には副会長が就任するものとし、定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を会長に報告する

第4章 個人情報保護の措置

(個人情報の収集)

第9条 個人情報の収集は、本会が行う事業の範囲内で利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な限度においてのみ行わなければならない。

個人情報の収集は、適法かつ公正な手段で行わなければならない。

(個人情報の利用)

第10条 個人情報の利用及び提供は、情報主体が同意を与えた利用目的の範囲内で行うものとする。ただし、生命、身体、財産の保護のために必要な場合、情報主体の同意を得ることが困難であるとき等、法令の定めによる場合は、情報主体の同意なく利用及び提供することが出来る。

個人情報の利用及び提供を行う場合は、前項但書による場合を除き、事前に情報主体の同意確認を確実に実施しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 個人情報は利用目的に応じ、必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

取得した個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失等）に対して、合理的な安全対策が講じられなければならない。

本会が業務を委託するために個人情報を外部へ預託する場合、個人情報保護が損なわれることのないよう、適切な措置がとられなければならない。

情報主体から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内に速やかに対応しなければならない。

開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内に速やかに対応し、当該個人情報の受領者に対して通知を行わなければならない。

個人情報保護責任者は、役員及び職員に対し、教育資料に基づき継続的かつ定期的に教育・訓練を行う。

本会は、個人情報の取扱に関する苦情及び相談窓口を設置し、苦情等の適正かつ迅速な処理に努める。

第5章 内 部 監 査

(内部監査)

第12条 本会は、監査体制を整備して個人情報保護の運用について監査し、法令等の遵守を最良の状態に維持するよう努める。

第6章 規 程 等 の 見 直 し 等

(規程の改正等)

第13条 社会情勢や情報主体の意識の変化、施行状況、監査の結果等を考慮し、本規程等を見直すものとする。

第7章 各 部 署 の 細 則 等 へ の 委 任

(細則への委任)

第14条 本会内の各部署における個人情報の取扱については、それぞれの取扱細則等で定める。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
3. この規程の所管は、総務部とし、決裁権限は理事会とする。

個人情報保護方針

一般社団法人西多摩医師会（以下「本会」）は、個人情報を保護することが本会定款第4条に定める事業活動の基本であるとともに、本会の社会的責任、責務であると考え、以下の個人情報保護方針を制定し、確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集・利用及び提供について

（1）収集の原則

個人情報の収集は、目的を明確にし、事前に本人の同意を確認できる適切な方法で行います。

（2）利用・提供の原則

個人情報の利用・提供は、法令の定めに基づき事前に明確にした目的の範囲内でのみ行います。

2. 開示、訂正請求等への対応

本会は、個人情報について本人からの開示の要求があった場合は、合理的な期間、妥当な範囲内で対応致します。

また、個人情報に誤り、変更があって、本人から訂正等の要求があった場合は、合理的な期間、必要な範囲内で対応致します。

3. 個人情報の適正管理について

本会は、収集した個人情報について、適切な安全対策を実施し、不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩、紛失等を防止するために合理的な措置を講じます。

4. 法令及びその他の規範の遵守について

本会は、個人情報保護責任者を設置し、個人情報に関して適用される法令及びその他の規範を遵守します。

5. 個人情報保護・管理の継続的改善

当会は、監査責任者を設置して、定期的に監査を実施し、個人情報の保護・管理の見直し、改善に努めます。

医道審議会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人西多摩医師会（以下「本会」という）定款第42条に基づき、医道審議会（以下「本審議会」という）に関する運営等について定め、審議会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(審議事項)

第2条 本審議会は、次の事項について審議を行う

- (1) 会員が業務上の不正または過誤を犯した場合
- (2) 会員が医師会の定款に反する行為をした場合
- (3) 会員が一般社会道徳に反する行為をし、医師の名誉を汚した場合
- (4) 会員相互の間に紛議の生じた場合
 - (イ) 会員が他の会員から業務上阻害を受けた場合
 - (ロ) 会員が他の会員から名誉を侵害された場合
- (5) 役員が役員としてふさわしくない行為をした場合

(委員長及び副委員長)

第3条 本審議会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、本審議会において、その委員が互選する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、審議会の議事を整理し、秩序を保持する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う

(審議会の定足数及び議決数決議)

第5条 本審議会は、委員3分の2以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

- 2 本審議会の議事は、出席委員の4分の3以上でこれを決する。

(審議請求の手続き)

第6条 会員より、審議の申請がなされたときは、会長は、当該案件について、直ちに理事会の議を経て、本審議会に付託しなければならない。

- 2 本審議会に審議（調停を含む。以下同じ）を申請しようとする者は、下記の事項を記載した文書に署名・押印して、会長に提出しなければならない。
 - (1) 審議を請求する者の住所及び氏名
 - (2) 相手方当事者の住所及び氏名
 - (3) 紛議の内容、経過及び要望する措置等
 - (4) その他、必要事項

(審議開始の当事者への通知)

- 第7条 本審議会の審議を開始しようとするときは、委員長は、会長を経由して、その審議の開始の日の7日前までに、当事者双方に本審議会を開催する旨の通知をしなければならない。
- 2 会長は、前項の通知とともに、相手方に審議申請書等の写しを交付し、審議の日の前日までに、会長宛、答弁書等を提出することを求めなければならない。

(審議の方法)

- 第8条 本審議会は、原則として、審議を申請した者の審議申請書並びに相手方の答弁書等の文書によって審議する。なお、本審議会が必要と認めたときは、紛議の当事者あるいは参考人の出席を求め、または必要な資料の提出を求めることができる。
- 2 本審議会の審議の期日までに、当該案件に対する答弁書及び意見書等が提出されなかったときは、本審議会は、審議申請書だけで審議することができる。
 - 3 本審議会の委員が一方の当事者となっている場合、または審議内容に利害関係を有している場合は、審議に加わることはできない。

(当事者の弁明及び弁護)

- 第9条 当事者たる会員は、本審議会の承認を得て、他の会員を同席させて、その弁護を求めることができる。

(申請の却下)

- 第10条 本審議会は、案件の付託があった場合において、当該案件が裁定の請求をすることができないものと認めるとき、又は裁定の請求が所定の手続に違反するものと認めるときは、本審議会の決定をもって、その申請の却下を会長に具申することができる。

(裁定結果)

- 第11条 裁定結果は、次のとおりとする。
- (1) 調停
 - (2) 警告
 - (3) 退会勧告
 - (4) 除名
 - (5) 役員の解任

(審議の経過及び結果の会長への報告)

- 第12条 委員長は、審議案件について、裁定又は調停の決議があったときは、その審議の経過及び審議の結果とその理由を、文書をもって、会長に報告しなければならない。

(委員長報告の取扱)

- 第13条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを理事会に諮って、速やかにその取扱いを決定し、当事者双方に通知しなければならない。なお、当該通知書には、不服の際は東京都医師会に、裁定があった日から30日以内に不服申請をすることができる旨を付記しなければならない。

(裁定結果に対する不服申立)

第 14 条 当事者は、本審議会の裁定結果に異議あるときは、その審議報告書の交付を受けた日から 30 日以内に、東京都医師会の医道審議会に提訴することができる。

- 2 前項の規定に基づき、東京都医師会へ不服申請を行った場合には、東京都医師会の裁定結果をもって、さらには、東京都医師会の裁定結果を不服として日本医師会へ不服申請を行った場合には、日本医師会の裁定結果をもって、本審議会の裁定結果とする。

(裁定結果が除名処分である場合の取扱い)

第 15 条 裁定結果が除名である場合は、会長は、理事会に諮って、社員総会に除名の議案を提出し、その旨を当該会員に通知しなければならない。

- 2 当該会員が前条の不服申請を行わなかった場合、東京都医師会又は日本医師会の裁定結果が除名である場合は、理事会において当該会員の除名を決議し、会長は、直近の社員総会に当該会員の除名に係る議案を上程しなければならない。なお、除名に係る議案が可決されたとき、その会員の除名が確定する。

(審議の非公開)

第 16 条 本審議会の審議は、原則として公開しない。

(秘密の厳守)

第 17 条 本審議会の各委員は、当事者の秘密を厳守しなければならない。

(委員の手当)

第 18 条 本審議会の委員は、別途定める「役員等の報酬及び費用に関する規程」に基づいて、必要に応じて手当を支給されるものとする。

(事務局の事務取扱)

第 19 条 本審議会の事務は、事務局が行うものとする。

附則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規則の改廃は理事会の承認を得なければならない。

定 款 施 行 細 則

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 この定款施行細則は、一般社団法人西多摩医師会（以下「本会」という。）定款第 56 条の規定に基づき、本会の運営上必要な事項を定め、もって本会の円滑な運営に資することを目的とする。
- 2 この定款施行細則に記載されていない事項に関しては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、その他の法令又は定款及び別途定める諸規則の定めによる。

第 2 章 会 員

(入会の手続き)

- 第 2 条 本会の正会員又は準会員になろうとするものは、別に定める「入会申込書」（第 1 号様式）に必要事項を記入して、本会の会長宛提出しなければならない。なお、「入会申込書」には医師免許証の写しを添付し、かつ、事務局に原本の提示を行わなければならない。
- 2 本会の会員である者が、下記に該当することとなった場合は、新規の開業と見なして、定款第 7 条第 1 項の規定により入会の手続きを行うものとする。
- (1) 正会員が相続により、定款第 5 条第 1 項第 1 号に定める西多摩地区において新規に開業する場合
 - (2) 正会員が、既存の医療施設以外に西多摩地区において新たな医療施設を開設する場合
 - (3) 医療施設を持たない正会員が、西多摩地区において新たに開業する場合
 - (4) 開設者の変更をする場合（組織変更を含む）
 - (5) 準会員が正会員になり、西多摩地区において新たに開業する場合
- 3 第 1 項の入会申込書が提出されたときは、会長はすみやかに理事会に付議し、審査、承認を受けなければならない。
- 4 会員の入会は、理事会の過半数以上の賛成がある場合にこれを認める。この場合、理事会が承認した日をもって入会したものとみなす。
- 5 会長は、理事会において入会が承認された場合、すみやかに本人にその旨を通知しなければならない。

(医療施設の正会員)

- 第 3 条 医療施設においては、原則として、それらの施設を開設又は管理する医師、又は法人の代表者（代表者が医師でない場合は管理者）を正会員とし、勤務医を準会員とする。ただし、理事会で承認された場合はこの限りではない。
- 2 公立病院においては、青梅市立総合病院 4 名、公立福生病院 3 名、公立阿伎留医療センター 2 名、奥多摩病院 1 名を正会員とする。
- 3 複数の医療施設を有する法人等で、管理者が複数いる場合は、各管理者を正会員とする。ただし、理事会で承認された場合はこの限りではない。

(事業への参加)

- 第4条 会員は、当会が行う事業に参加することができる。ただし、会長及び副会長は事業の内容、開催場所その他の事情により参加人数を制限することができる。
- 2 当会は機関誌又はそれに代わるものを原則として正会員に配布する。

(届出事項の変更手続き)

- 第5条 氏名・住所等、会員が本会に届け出た事項に変更が生じた場合には、定款第7条第3項の規定に基づき、本会の会長宛にすみやかに異動届書(第2号様式の1～第2号様式の5)を提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の異動届書が提出された場合、すみやかに理事会にその異動内容を報告するものとする。

(退会の手続き)

- 第6条 定款第10条の規定に基づき、本会の会員は、任意にいつでも本会を退会することができるが、退会に際しては、退会届(第3号様式)を本会の会長宛に提出しなければならない。
- 2 本会からの退会年月日は、退会届出書を会長が受理した日とする。ただし、定款第10条第2項に該当する会員からの退会届については、定款第9条の制裁処分がなされた後に退会したものとみなす。
- 3 退会届出書を提出したことにより会員資格を喪失した場合には、既納の会費は返還しない。また、請求済みの会費については、すみやかに納付しなければならない。

(会員種別の変更)

- 第7条 会員種別の変更が生じたときは、すみやかに本細則第2条に定める入会の手続き及び本細則第6条に定める退会の手続きを行わなければならない。
- 2 本細則第5条に規定する異動届の結果、会員種別に変更の必要が生じたときは、会長は、これを当該会員に通知しなければならない。

(再入会)

- 第8条 本会を退会し、会員資格を喪失した者が、再入会を希望する場合には、改めて本細則第2条に定める入会申込書にその旨を明記して、本会の会長宛に提出しなければならない。
- 2 定款第11条第4号の規定により会員資格を喪失した者は、当該未納分を支払わない限り再入会は認めない。
- 3 前各項の再入会申し込みに対しては、理事会の3分の2以上の賛成がある場合にこれを認める。なお、理事会において入会が承認された場合、理事会が承認した日をもって再入会したものとみなす。
- 4 会長は、理事会において入会が承認された場合、すみやかに本人にその旨を通知しなければならない。

(除名により会員資格を喪失した者の再入会)

- 第9条 除名となった会員の再入会は、医道審議会及び理事会の審議裁定を経て、社員総会において入会を認められた場合を除き、これを認めない。
- 2 除名者について、社員総会において再入会を認める決議がなされた場合は、その者は、

本細則第 2 条の入会の手続きを行うことができる。

(除名、資格喪失の際の宥恕)

第 10 条 定款第 9 条に該当する会員を除名しようとするとき、並びに定款第 11 条第 4 号に該当する会員に対しては、理事会において当該会員から事情を聴取するとともに、一定期間内に改善をするよう勧告しなければならない。

- 2 定款第 11 条第 4 号に該当する会員は、勧告後の会員資格を停止するとともに、この間に支払義務を履行しないときには会員資格を失うものとする。

(会費未納者の取扱)

第 11 条 定款第 11 条第 4 号の規定により会員資格を喪失した者が、その後 6 ヶ月以内に未払金全額を納入し、再入会を希望したときは、理事会ですみやかに再入会についての審議を行い、入会が認められた場合は、会員資格が復活する。

(日医・都医との関係)

第 12 条 本会の会員は、原則として、日本医師会及び東京都医師会の会員となるものとする。

(会員名簿)

第 13 条 入会者は、本会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 第 5 条の変更届書が会員から提出された場合は、すみやかに会員名簿の更新を行わなければならない。
- 3 会員名簿に登録された個人情報の管理については、別に定める個人情報保護規程に従って行わなければならない。
- 4 理事会は、隔年毎の役員改選の後、すみやかに会員名簿を作成する。

第 3 章 入会金及び会費等

第 14 条 会員が納めるべき入会金及び会費等の金額及び納期、並びにこれらの免除に関する細則は別に定める会費細則による。

- 2 会費滞納に対する催告等の手続きについては、理事会で決定する。

第 4 章 地 区

第 15 条 西多摩医師会管内に、あきる野地区、青梅地区、奥多摩地区、羽村地区、日の出地区、檜原地区、福生地区及び瑞穂地区の 8 地区を置く。

- 2 各地区に地区長を置く。
- 3 西多摩医師会会員は、原則として各地区会員となる。地区は、所属する医療施設の住所地とする。

第5章 役員等の選任

(役員選任の細則)

- 第16条 定款第26条第1項の規定に基づく役員を選任は、定時社員総会において行う。
- 2 その細則については本章の定めるところによる。

(理事の総数)

- 第17条 理事の総数は、理事を選任する定時社員総会の前の理事会において定める。

(理事の定数)

- 第18条 理事は8地区毎に原則最低1名とし、各地区の定数上限を以下に定める。あきる野3、青梅4、奥多摩1、羽村2、日の出1、檜原1、福生2、瑞穂1。ただし、会員数の少ない奥多摩、檜原地区においては立候補者がいないときは0も可とする。
- 2 別に公立病院代表理事1名とする。

(選任期日の告示)

- 第19条 役員を選任の期日は、理事を選出する理事会の少なくとも2週間前までに、告示（書面による会員への通知）しなければならない。

(被選出権及び選出権)

- 第20条 役員候補者となろうとする者は、前条の告示日現在で、本会の正会員に登録されていなければならない。ただし、告示日現在で満80歳を超えた者は、被選出権を有しない。
- 2 役員を選出権を有する正会員は、定時社員総会に出席権を有する正会員とする。

(立候補届出)

- 第21条 役員候補者となろうとする者は、告示に定められた日時までに、文書で、その旨を本会事務局に届け出なければならない。
- 2 前項の届出は、午前9時から午後5時までの間に行わなければならない。

(推薦届出)

- 第22条 役員候補者となろうとする者が、他の正会員の推薦を受ける場合には、推薦者全員の名前を記載した文書に候補者本人の承諾書を添えて、前条の期間内に、本会事務局に届け出なければならない。

(立候補届出書等の様式)

- 第23条 立候補届出書、推薦届出書、承諾書及び候補辞退届出書の様式は、理事会が別途定める。

(候補辞退)

- 第24条 候補者は、選任の決議が行われるまでに、文書で本会事務局に届け出て、その候補者たることを辞することができる。

(候補者一覧表の作成)

- 第 25 条 事務局は、立候補届出又は推薦届出の締切後、候補者一覧表を作成しなければならない。
- 2 前項の一覧表における候補者の氏名の記載の順序は、届出順とする。

(候補者一覧表の配布)

- 第 26 条 会長は前条の候補者一覧表を、すみやかに、正会員に配布しなければならない。

(候補者の氏名掲示)

- 第 27 条 会長は、選任の当日、投票所内に候補者の氏名を掲示しなければならない。
- 2 前項の候補者氏名の掲示の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。
 - 3 本細則第 24 条の規定による候補の辞退があった場合においては、氏名掲示の中から当該候補者の氏名を抹消する。

(理事、監事の選出)

- 第 28 条 理事の立候補者が各地区の定数を上回るとき、及び監事の立候補者が定数を上回るときは、選挙により選出する。

(選任の方法)

- 第 29 条 役員を選任する議案の決議に際しては、議長は賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 2 役員を選任を投票によって行う場合には、次条から第 36 条の規定により行う。

(投開票立会人)

- 第 30 条 議長は、出席会員の中から、投開票立会人 2 名を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない。

(開票管理人)

- 第 31 条 議長は、出席会員の中から、開票に関する事務を担当させるため、開票管理人 2 名を指名しなければならない。

(投票用紙)

- 第 32 条 投票用紙の様式は、理事会が別途定める。

(投票の方法)

- 第 33 条 投票の方法は、前条所定の投票用紙による無記名投票とする。

(無効投票)

- 第 34 条 次の投票は、無効とする。
- (1) 正規の用紙を用いないもの
 - (2) 候補者選任の賛否が判じ難いもの

(投票の効力)

第 35 条 投票の効力は、投開票立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。

(開票)

第 36 条 開票管理人は、投開票立会人立会の上投票箱を開き、先ず投票を調査し、投開票立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理人は、投開票立会人とともに投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちに、その結果を議長に報告しなければならない。

(当選人の決定)

第 37 条 役員を選任においては、議決権の過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を当選人とする。

2 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、議長がくじで当選人を定める。

(当選人決定の報告)

第 38 条 当選人が決定したときは、議長は、すみやかに、当選人の氏名及び得票数、その選任における各候補者の得票数その他必要な事項を、その社員総会に報告しなければならない。

(当選証書の交付)

第 39 条 理事会は、当選人に対して、当選証書を交付する。

(任期の起算)

第 40 条 当選人の任期は、その選任の行われた社員総会の終結の時から起算する。

(選任の疑義)

第 41 条 選任に関する疑義は、理事会において協議し、議長が社員総会に諮って決定する。

(理事の補充)

第 42 条 選任された理事の任期中に、やむなき事由等により欠員が生じたときは、必要に応じて理事を補充することができる。

2 前項の場合、欠員を生じた地区が推薦し、理事会で承認を得たのち、会員に通知することにより補充する。

第 6 章 医道審議会委員の選任

(医道審議会委員の選任)

第 43 条 定款第 37 条の規定に基づく医道審議会委員を選任する議案の決議に際しては、役員を選任に関する規定を準用する。

第 7 章 顧 問

第 44 条 本会に理事会が必要と認めた時は、若干名の顧問を置くことができる。

2 前項の場合、候補者は理事会で推薦し、その数は理事会で定める。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この施行細則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人西多摩医師会（以下「本会」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会 員 定款第5条に定める会員をいう。
- (2) 役 員 理事及び監事をいう。
- (3) 医道審議会委員 定款第36条の規定に基づく医道審議会の委員をいう。
- (4) 部 員 定款第55条の規定に基づく部の部員をいう。
- (5) 委 員 会務運営規程第6条の規定に基づく委員会の委員をいう。
- (6) 報 酬 等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。なお、退職手当とは、役員を辞任したことを事由として本会から支払を受ける金銭、物品その他の経済的利益をいう。
- (7) 費 用 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の区分等)

第3条 役員には、役員報酬及び通勤手当を支給することができる。

- 2 役員が退職したときは、当該役員が退職した日以後、退職手当を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 当会の役員報酬は、当分の間無報酬とする。

- 2 前条第2項の退職手当は、当分の間支給しないものとする。

(報酬の支給)

第5条 役員報酬は、その金額を通貨で、直接支給するものとする。

- 2 退職手当は、その金額を通貨で、退職後2ヶ月以内に支給するものとする。ただし、退職手当は通貨以外の物品で支払うことができるものとする。
- 3 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用弁償)

第6条 本会は、役員・部員・委員・会員が会務の遂行に当たって負担した費用の実費弁償を本旨とする。

- 2 前項にかかわらず、東京都よりの委託事業等、契約に基づく費用は、その契約の定める単価によって支払うものとする。
- 3 役員・部員・委員・会員が会務の遂行に当たって会議等に出席した場合は、以下に定める費用を支払うものとする。

区 分	金 額
①当会の理事会・部会・委員会等の会合に出席する場合	3,000 円／1回
②西多摩管内で開催される会合等に出席する場合	3,000 円／1回
③西多摩管外で開催される会合等に出席する場合	6,000 円／1回
④生活保護の指導に関わる立会いの場合	10,000 円／1回
⑤診療報酬に関わる審査会に委員として出席する場合	50,000 円／1月

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない

社員総会規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人西多摩医師会（以下「本会」という）定款第22条に基づき社員総会（以下「総会」という）に関する開催手続き・運営等について定め、総会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 議決権を行使し得る正会員その他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規則を遵守しなければならない。

第2章 総会の招集の手続等

(招集の手続き)

第3条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面によって議決権を行使することができることとする場合はその旨
- (4) 前号に掲げる事項を定めた場合、次に掲げる事項
 - イ 総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 書面による議決権の行使については議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
- (5) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数、その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (6) 次に掲げる事項が総会の目的である事項の時には、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

(招集通知)

第4条 総会の招集通知は、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類、議決権行使書及び出席票その他必要な書類を同封し、定款に定められた日までに通知しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第5条 各総会において議決権を行使し得る正会員は、当該総会の開催を招集した日の会員名簿に登載される正会員とし、それ以降で総会の日の間に入会した者、及び退会した者は含まない。

第3章 総会の開催

(会場の設営等)

第6条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な事務局職員等を配置する。
2 議場の開閉は、議長がこれを宣する。

(正会員の出席)

第7条 総会会場に入場できるものは、正会員に限る。
2 総会に出席しようとする正会員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の掲示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(委任状)

第8条 定款第18条第5項に定める議決権行使の委任は、当法人が指定する委任状をもって行うものとする。
2 委任状には、議決権の行使を委任する正会員が署名・押印しなければならない。
3 委任された正会員が欠席した場合、または議決権の行使を再委任している場合は、前項による委任状であっても無効とする。

(書面による議決権の行使)

第9条 定款第18条第6項に定める書面による議決権の行使を行う場合は、議決権行使書に、議決権を行使する正会員が署名・押印しなければならない。

(議長・副議長及び議事録署名人の選任)

第10条 総会に際しては、出席した正会員の中から、議長・副議長各1名及び議事録署名人2名を選任する。

総会の議長及び副議長を選任する議案を決議するに際しては、出席した正会員の中から会長が指名する者を仮議長として選出し、議長が選任されるまでの間、議長の職務を行わせる。

総会の議長及び副議長を選任する議案を決議するに際しては、議長並びに仮議長は賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。但し、当該議案を投票により行う場合には、定款施行細則第5章の役員の選任に関する規定を準用する。

(理事・監事の出席)

第11条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

(正会員以外の者の出席)

第12条 本会の事務局職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事の補助者として、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第4章 総会の議事

(議長の権限)

第13条 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

- (1) 正会員として出席した者であつて、その資格を有しないことが判明した者
- (2) 議長の指示に従わない者
- (3) 総会の秩序を乱した者

(定足数の確認と開会の宣言)

第14条 議長は、開会の予告時刻が到来したときは、正会員の出席者数を確認し、定足数を満たすときは、出席者数を議場に報告し、開会を宣言しなければならない。

- 2 前項の報告は、本会の事務局職員をして行わせることができる。
- 3 議長は、社員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重要な支障があると認められるときには、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合既に入場している社員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第15条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。但し、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(発言の制限等)

第16条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。又、次に掲げる発言に対しては、その発言を制限することができる。
 - (1) 議長の指示に従わない発言
 - (2) 議題に関係しない発言
 - (3) 冗長にわたる発言
 - (4) 重複する発言
 - (5) 総会の品位を汚す発言
 - (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
 - (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

(発言の時機)

第17条 正会員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関して発言することができない。

(理事等の報告又は説明)

第18条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 正会員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名された理事が行う。
- 3 正会員が監事に対し特定の事項について説明を求めたときは、各監事がその説明を行う。但し、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が説明を行うことができる。
- 4 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「一般社団・財団法人法」という)第43条の規定による正会員の提案にかかる場合にあっては、議長は、当該正会員に議案の説明を、理事又は監事に対し上記提案に対する意見を求めるものとする。

(一括説明)

第19条 理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第20条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは説明を拒否することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明をすることにより本会その他の者(当該社員を除く)の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(修正動議)

第21条 正会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

- 2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。但し、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。
- 3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

(議事進行等に関する動議)

第22条 正会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は、ほかの議案の審議に先立って、採決しなければならない。

(動議の却下)

第 23 条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき
- (5) その他合理的理由のないことが明らかなきとき

(質疑・討論の打ち切り)

第 24 条 議長は、議案について質疑及び討論がつくされたと認めるときは、質問若しくは意見を述べようとする正会員がある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

(採決)

第 25 条 議長は、議案ごとに採決を行わなければならない。但し、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

- 2 定款第 18 条に定める総会の決議は、原則として挙手によるものとする。但し、議長は、採決の方法について、挙手以外の方法を議場に諮ることができる。
- 3 決議の際には、会場を閉鎖し、各議案における参加者数を、議案毎に確定させる。
- 4 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う
- 5 複数の修正案が提出された場合には、原案から遠いものから順次採決を行う。但し、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 6 修正案の採決においては、書面によって、原案の賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意志が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。
- 7 一般社団・財団法人法第 55 条第 1 項及び第 2 項並びに第 109 条第 2 項に規定する議案が提出されたときには、書面によって行使された議決権については、賛成の意志が表明されたものとして取り扱う。
- 8 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関する意見を述べることはできない。
- 9 議長が議決権を有するときは、その議決権採決の結果を確認する直前に行使し、採決の結果に算入することができる。
- 10 議長が議決権を行使して、議案についての賛否が同数になった場合は、過半数に達しないので、その議案は否決される。議長は、重ねて自己の議決権を行使することはできない。

(利害関係)

第 26 条 議長に関わる議案については、自ら議長を務めることはできないものとする。この場合の議長は、副議長が代行するものとする。

- 2 副議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっては、その職務を行うことができる。

(採決結果の宣言)

第 27 条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第 28 条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第 29 条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議し、速やかに正会員に通知しなければならない。但し、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項但書の場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正会員に通知しなければならない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現存員数及び出席者数。但し、書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記する。
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、会長、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名が、署名・押印をしなければならない。
 - 3 前項の議事録は、本会の事務局が作成する。

(閉会)

第 31 条 議長は、全ての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事の経過及びその報告)

第 32 条 会長は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、定款第 21 条にしたがって、速やかに正会員に通知するものとする。

第 5 章 事 務 局

(事務局)

第 33 条 総会の事務局は、総務部担当理事がこれに当る。

第6章 雑 則

(補則)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めることができる。

(変更または追加)

第35条 本規則の変更または追加は、理事会の承認を受けなければならない。

附則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。